

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷六十二第

行發日一月六年三和昭

論 叢

租税における強者の專横 法學博士 神戸 正雄

臺灣の小作制度 法學博士 河田 嗣郎

定期船事業に於ける運賃の最低限度 經濟學博士 小島昌太郎

說 苑

近江商人の起源 經濟學士 菅野和太郎

助郷と農民の生活 經濟學士 大山敷太郎

雜 錄

中央・地方財政に於ける租税配分 經濟學士 中川與之助

英國の産業合理化 經濟學士 大塚 一朗

銀行券の數量制限と正貨準備 經濟學士 楠見 一正

指數の研究 經濟學博士 沙見 三郎

附 錄

本誌第二十六卷總目錄

(裝 轉 載)

臺灣の小作制度 (其二)

河田 嗣 郎

第七章 小 作 權

第一節 總 說

一般的にこれを見て、小作權と名くべき獨立の權利の存するのは、永小作制の下に於てのことである。永小作制に在つては小作權は物權として認められ、從て地主の意思を離れて獨立の存在を有し、小作人は自由にこれを賣買讓渡することも出來れば轉貸することも出來る筈である。然るに普通の小作關係は債權關係の一種たるに過ぎないから、小作人の有する權利はたゞ地主に對する債權として、地主の意思と小作人の意思との相對關係に於て成立ち、永小作權のやうに直接に土地そのものに對する權利ではない。

されば臺灣の小作制度に於ても、永佃關係について見れば、物權としての永小作權が存するけれども、普通の佃關係については、かゝる意味の小作權といふものは存せない。それはやはり原

則通りに債權關係として認められるに過ぎざること、前に之を明かにした通りである。從て茲にいふ小作權なるものは、たゞ其意味に於ける債權としての小作人の有する權利を指すものに外ならぬ。

第二節 小作權の確實性

右の意味に於ける小作權なるものが、どの位確實なものであるかについて先づ考へて見るに、小作契約が書面に依て爲されたり、又登記せられたりする場合には、比較的確實のものと見るこゝが出来るが、口頭契約の場合には、その確實さを知ることが困難である。たゞ併し乍ら、獨り臺灣といはず一般的に幼稚な小作制度の存する所では、地主と小作人との關係は、たゞ單純な事務的關係でなくて情誼關係で結ばれて居るのが例だから、臺灣に於ても、斯かる情誼的な關係の今尙ほ殘存する所あるは、否み難い所である。そして其の情誼關係の存する限りは、口約必ずしも不確實ならず、地主も小作人も互に信義を重んじ、書式契約をする必要がないから口約契約で済ますといふ風に解せられるかともある次第だから、そんな所では小作權はかなり確實で、然かも永年に涉つて契約關係が持續される。幾ら書面に依る嚴重な契約をしても當事者がたゞ利害の打算一點張りで結合して居る所では、契約關係は却つて弛く、小作人の權利も薄弱なるを免れな

臺中州廳に於て、書式契約なると口頭契約なるとを問はず、すべて十年以上引續き同一土地を小作するものは確實なる小作權の伴ふものと看做し、六年以上繼續のものは稍々確實なるものとみて調査した所によると、調査小作農家戸數一五、四〇六戸中に於て、小作權の確實なるもの四、二九二戸（二七・九%）稍々確實なるもの三、三四一戸（二一・七%）といふ結果を得た。即ち調査戸數中の大體半數は確實なる又は稍々確實なる小作權を有する有様だつたのである。⁴⁶⁾

第三節 小作權の讓渡及轉貸

普通の小作關係に在つては、小作權といつた所で、それはたゞ地主に對する人的關係に依て成れるものたるに過ぎないから、幾ら確實性に富んだものでも、其の讓渡の如きは自由に行はれるものでない。されば之を實地についてみるも、各州とも小作權讓渡の習慣は存してゐない。各州小作慣行概要の示す所によれば、たゞ高雄州に於てのみ、特殊の農場についてその行はれることあるを記すに過ぎない。そして其讓渡の行はれるについて支拂はれる價格は一甲當り三百圓乃至三百五十圓位だとのことである。⁴⁷⁾

小作權の轉貸は内地に於ても隨分行はれるが、臺灣でも各州に其慣習がある。そして之を行ふ

46) 農政資料第一輯一頁。

47) 各州小作慣行概要八頁。

者は多くは營利を目的とするのであつて、佃頭又は贖頭と稱するのが普通だが、二手頭家又は二手中間者ともいふ。(臺南州)尤も佃頭といふ者の中には地主と小作人との契約に基き小作料取立の請負を爲すものがある。それは特に臺北州に多い。

第四節 小作地の利用

次に小作地の利用に關しても普通の小作關係に於ては、小作人は小作地を契約に依る利用方法以外の方法に於て用ゐることや、小作地の形狀性質等を變更する如きことは、許されないのが原則である。即ち各州小作慣行概要によれば、臺北州に於ては地目の變換、區劃の變更等の如きことを爲す場合には、地主の承諾を要し、地形を變し小作料の減少を來すやうな利用をすることも同様である。猶又地力を減退せしめるやうな作物例へば甘蔗を栽培したり、永年作物を栽培したりすることは禁せられるのもあれば制限せられるものもあり、又地主の承諾を要することになつて居るものもある。新竹州に於ても、地形の變更、區劃の改正、地目の變更等を行ふことが耕作上有利なときにも地主の承諾を得なければ之を行ふを得ない。防風林の枝條を伐株することは小作人の自由だが、附帶資本を除去したり變更したり之に加工したりすることは地主の承諾を要する。又普通の田畑には茶樹や果樹などのやうな永年作物を植へたり、其他一般に土地を瘠せしなる作

物を栽培するを禁ずる。又小作期間満了の當年には水田の蔗作を禁ずる地方がある。臺中州、高雄州に於ても大體同様である。

第五節 小作 解約

次には小作の解約に關して考察せなければならぬが、書式に依る契約に於ては、小作契約期間の定められるが普通であるし、又口頭契約に於ても豫め契約期間を定めることがある。それ等の場合については契約は期限の到來と共に解かれる次第で、原則的には之に關して多くの問題はない筈である。然るに口頭に依る契約には、前から屢々之を明かにしたやうに期限の定めのないものが多い。従つて其場合に於てする解約については、慣習の行はれる實狀について觀察する必要がある。

臺北州にては當事者の一方が解約せんとするときは、前年中秋(舊曆八月十五日)迄に申出で、地主は小作人に定頭金を返却し、耕地引渡時期に其引渡を行ふのである。新竹州にてもやはり前年中秋までに申出でるのが普通だが、地方に依ては舊曆六月二十二日迄に申出を爲すことになつて居る。臺中州にても前年中秋迄に又稀には作物收穫前三ヶ月頃に申出を爲す。地主から小作人に定頭金を返却することは二州とも同様である。臺南州及高雄州にては耕地引渡期より一乃至三

ヶ月前に申出をするのである。

右に示す慣習は各州小作慣行概要中には、中途解約として記述されてあるけれども、之を中途解約と見るはどうも穩當でないやうである。中途解約といへば契約期間の定まつて居るものに於て、其の期限の到來しない先に解約の行はれるのでなくてはならぬ。然るに右示す所は何れも期間の定めなき契約について行はれる解約であるから、單純なる契約の解除に過ぎない。期間の定めなき契約は實は何時でも當事者の意思により解約の出来る性質のものであつて、それがたゞ小作といふ業務の性質上、作物や土地利用に關する便宜の時期を考へて、右諸州の慣習の示すが如く大體前年の中秋迄若くは三ヶ月ばかり前に申込を爲して置いて、耕地引渡の時期として慣習上定められる時期(前既に之を示した)に土地の返還引渡を爲す次第である。されば右に示す所のものは何れも、繼續期間の定めなき小作契約即ち所謂不定期小作契約に於て行はれる正規の解約と見る外はない。従てかゝる場合に於ける解約については、その事に伴ふ損害賠償の問題は普通には起きて來ない筈である。

第六節 中途解約に伴ふ賠償

契約期間の定められるものに於ては、其期限到來前に爲される解約は、眞の中途解約であるか

ら、其解約の爲には當事者の一方が損失を被ることがあり得る。従てその損害賠償の問題が起きて來る。これに關する各州の慣行をみるに、臺北州に於ては、地主より解約する場合には、短期の普通作物を栽培するものについては賠償の例が無い。永年作物については、適當に見積つて地主から小作人に支拂ふ。小作人から解約する場合には積地金から差引いて地主の方で取つてしまふ。新竹州には中途解約の例少いどころであるが、地主から解約する場合には地上に作物の存する場合にも小作人の損害に終り賠償せられないのが多い。稀には積地金を返却し幾何かの移轉料を支拂ひ又は小作料粗十石につき三圓乃至五圓の割合で賠償するものもある。臺中州にも中途解約の例は乏しいが、小作人から解約する場合には、積地金が入つて居れば地主は之を沒收する。地主より解約する場合には、舊慣上契約更新期となつて居る所の中秋以後に於て之を行ふときには、小作人の投じたる整地、種子及肥料の代價等を賠償することがある。尙臺中州の特殊調査の示す所では、中途解約の場合に、地主が賠償するは、止むを得ざる事情のため立毛中契約を破棄するか、若くは小作人が勞資を投じて灌排水溝を堀鑿したかのやうな特殊の場合に限られ、極めて稀だと記されてある。此調査の結果として表はれて居る所では、契約を破棄せる地主戸數一、六二〇戸中に於て賠償を拂つたのは一〇四戸(六・七%)に過ぎない。

臺南州に於ても同様に其例乏しいが、地主の都合により解約する場合には、協議の上其年の小

作物の一部又は全部を免じ、地上物は價格を見積つて賠償するのが多い。小作人の不都合により解約する場合には何等賠償しない。小作人から解約する場合には、既納の小作料は返還せず地上物に對する賠償も行はないのが普通だが、地主によつては極めて稀に若干の補償金を出すものもある。高雄州にも同様に其例乏しく、たゞ地主より解約する場合には地上作物の收穫高を豫想し其金額中から小作料を差引いた残りを小作人に支拂ひ、又は作付に要した人夫賃、肥料代、種子代等を賠償した例がある。小作人から解約する際には、小作人に資力あるときは損害を賠償せしめ又は小作料の半額を納めしめ、然らざれば地主が作物を收得する。

右に示す所に依てみると、各州ともに中途解約に關し損害賠償の支拂はれる例は乏しい。そしてそれは多くは地主から小作人に賠償を拂ふものについて見たのであらうと思はれる。といふのは、小作人の方からは特に賠償金を拂ふことは少くても、臺灣には小作契約の保證金たる性質を備へた積地金が小作人から地主に提供せられる慣習が廣く存して居て、それは契約の締結と共に提供するのだから、地主の側からいへば、小作人より解約を申込む場合には、色々な理由をつけて賠償的な支拂を要求し、否應なしに之を積地金の中から差引いて取つてしまつたり、或は又積地金全部を沒收することが容易だからである。

さればこの賠償の問題に關しては、小作人側に於ては實際はかなり多くの場合に賠償を取られ

るに拘らず、地主の側からは之を支拂ふ例が乏しいのだと見なければならぬことになる。

としてみれば臺灣では小作人は中途解約の行はれる場合にも、地主から賠償を得ることは稀であつて各州とも其例に乏しいのに、自らは地主に對して之を支拂ふを餘儀なくせられる場合が多いと見て大過ないであらう。これは洵に小作人の地位の弱いが爲めに生ずる現象でもあり、又その事の爲めに小作人の地位と境遇とをして愈々劣れるものたらしめることにもなる。そしてその事が現實的な力を有ち得るのは實に積地金なる慣習の存するが爲めださせなければならぬ。これが積地金の制度を以て臺灣に於ける小作制度の大いなる欠點として後に論せんとする所以である。内地の小作人の地位も一般的には地主に對して弱いが、積地金のやうな保證金制度の餘り行はれて居ないだけは、確かに臺灣の小作人に比して有利の状態に在るものといはねばならぬ。否内地の小作人が有利の地位に在るといふよりも、臺灣の小作人がより以上不利の地位に在るといふべきであらう。

第七節 小作地の賣買と小作關係

小作地が賣買せられたる際、從來の小作契約はどうなるか、新地主と從來の小作人との關係はどうなるかの問題については、所謂小作權の性質より之を見て、一般論的なことは大體にすぐ見

當がつく。即ち永小作關係に於ては永小作權は物權であるから、小作地が賣買讓渡せられるとも、それが爲めに影響を被ることはない。永小作權は所有權に對して獨立に存在し、いつでも第三者に對抗することが出来るから、永小作地を買つた新所有者は、たゞ從來からの永小作關係を認め之を持續する外はない。つまり永小作權は土地そのものにくつ、ついた權利として、こ迄も附いてまはるのである。

然るに普通の小作關係に至つては、斯かる物權的な關係でないから、地主と小作人との關係は人的關係として繋かれるに過ぎぬ、從て小作地が賣買せられて其所有者が變れば、從前の所有者は最早その小作地の所有者でないが爲めに、小作人に對する小作契約上の債權關係を持續することが出来ない。然るに其小作地を買取つた新所有者は、其土地をこそ買取りたれ、從前の地主と小作人との間の小作契約關係を認めて之を引受け其小作人と自分との間に小作契約關係を成立せしめるか否かは、全く自由であらねばならぬ。小作人の側に於ても亦、舊地主同様に新地主に對しても從前通りの小作契約を造るか否かも自由に決定し得る所である。何れにしても小作地の賣買により舊地主と小作人との間の小作契約關係は斷絶せなければならぬ筈で、新地主と舊小作人との間に小作契約が續けられるにしても、それは實は續けられるのではなくて新に造られるのである。そして此新關係を結ぶか結ばないかは、當事者双方の自由意思に依る外はない。

從て小作地が賣買せられたる際舊地主と舊小作人との間に存した小作契約關係が、新地主に引續がれて行くか、それとも小作地の賣買と共に舊小作人との小作關係は止められてしまふかに關する慣習は何等定まつたことはなく、主として舊地主と舊小作人との人間關係の如何に依て定まる。そして小作關係が其儘持續されて行く場合には、たゞ當事者の一方としての地主が代るまでのことだが、それにしても其小作條件についてまた之を變更するや否やの點が問題として殘つて來る。然るに從來の小作關係が斷たれ舊小作人と賣買された小作地との關係が消へてしまふ場合には、その小作關係の斷絶と小作地の引渡とは如何なる時期に於てせられるか、問題とならざるを得ない。此等の點に關する臺灣各州の慣習は大體次のやうである。

臺北州に在ては、契約を登記せるものは、之を其儘第三者に對抗し得るから、その小作契約は期間満了まで持續されるはいふ迄もない。然るに普通の場合に在ては、舊地主より小作人に小作地賣買の旨を通知して解約し、小作人は新地主と新に契約することもあるが、舊小作人は其儘其地に對する關係を絶つて新小作人が代つて小作契約するのが多い。實際小作條件も變更せられることが多い。地方によつては、賣買が中秋(舊曆八月十五日)以後に行はれたときは、次の一年は從前通りの契約が持越されるもの、賣買のことあるも小作契約期間中は契約を持越すもの、書式契約なる場合に限り其儘持越すもの、或は又賣買に際し豫め舊地主は小作人の意向をきき、小作人

に於て小作繼續を希望するときは、之を新地主に引継ぎ、大體前契約期間中は之を繼續せしむるもの、或は又更に、情誼として賣買後一ケ年間は舊契約同様の條件で耕作せしむるものなどがある。つまり慣習は甚だまち／＼になつて居るのである。

新竹州にては、舊地主は小作人に對して小作地を賣つた旨を通知するを例とし、小作人は新地主に更めて小作を申込むのである。此場合には、従前の契約が書式なると口約なるとを問はず、新地主に於て自作せざる限りは新に小作條件を協議して従前の小作人に小作せしむるが普通である。

臺中州に於ても従前の小作人は新地主と新に契約するを原則とするが、地方によつては、賣買に際し小作人を紹介し引継ぎ小作せしむる協議を爲すもの、新地主が自作するに非ざる限り大體舊小作人と新地主は舊契約と同一様な契約を繼續するもの、賣買の時期が中秋以後なるときは翌年の契約時期たる中秋迄は舊契約と同一なる契約を繼續するものなどがある。

臺南州では、地上作物收穫迄、又は其年内は従前の契約を繼續する。

高雄州では契約期間が一作又は一年である場合には、其期間満了まで従前の契約を持續し、長期契約のものは地上作物收穫迄又は其年内だけ繼續する。畑については總べて其年内は持續する。

要するに各州とも慣習は色々になつて居る。それはつまり前に述べたやうに、普通の小作關係に於ては小作權なるものが確定せる物權的な關係でなく、不安定な人的關係だから、舊契約が其儘持越されるか否かは、新地主と舊小作人との人的關係に依て定まる外はないからである。そしてその廢止せられる場合については、大抵地上作物の收穫まで、其年内、翌年の中秋まで、といふ風に、耕作上の便宜を考へて爲されることになつて居る。

以上説く所は普通の小作關係に於ける小作權に關係ある所の諸事項である。前に之を明かにしたやうに、普通の小作關係に於ては小作權といふた所で、それはたゞ債權に過ぎないのだから、其内容にしても其對抗力にしても至つて貧弱なものたるに過ぎず、右に示す所の各州の慣行をみれば、大體に於て其の貧弱さかげんを知るに難くない。併しこれは内地に於ても殆んど同様であつて、普通の小作關係に在つては、内地の小作人といへども臺灣の小作人に比して餘り優れた權利を有するものではない。併しそれにしても臺灣の小作制度は一般的にいへば内地のそれよりも幼稚であるから、従て小作人の有する權利も、内地に比し更に貧弱なものなるを免れ難い。

内地に於ても臺灣に於ても、小作人の有する權利を今少し確實な又今少し内容を豊かなものと爲す爲めには、どうしても小作法の制定を爲して、民法の債權篇に於ける規定以外に特別の立法に

より、小作權としての内容の具はれるものを認めることにせなければならぬ。そして其立法を爲すには、臺灣と内地とを別々にすべき重大な理由は見當らないから、苟も小作法を制定するからには、内地といはず朝鮮といはず臺灣といはず、一般的に國內に適用せらるべき法規を制定せなければならぬ。臺灣の慣行につき其小作制度の實狀を見れば、その特性として認むべきものは勿論少なくないけれども、さればとて其特性あるが爲めに小作法の規定を内地と臺灣と別々にせなければならぬほどのものは見當らない。換言すれば、内地と臺灣とに共通なる小作法の制定を爲すことの妨となり、臺灣には特殊の小作立法を爲さねばならぬほどの、特別な事情や性質が、臺灣の普通の小作制度に存して居ると思はれない。尤もこれは小作法の内容如何によることだからあまり一概に又斷定的には論せられないが、少くとも、普通の小作關係に於ける小作權なるもの、性質と内容と對抗力とを定める法規を設けるだけのことについて見れば、内地と臺灣との間に區別を立つべき理由は見出し難い次第である。

尙ほ小作權に關する記述を爲すに關聯して附記して置きたいことは、小作地に關する諸費用の負擔である。これについては前に既に一般的のことは述べて置いたから、茲には例によつて、各州の慣行實況を記すに止める。

臺北州にては地租、同附加税、農會費、土地整理組合費、特別水租等は地主の負擔とし、特別

水租の無いものでは普通水租の一部分を負擔するものもある。天災による耕地、埤圳、田寮等の破損は其修繕費の全部を地主が負擔し、又は少額なるものは小作人之を負擔し、多額なるものは地主として之を負擔し其一部分特に勞力を小作人に負擔せしむる。

新竹州にても、地租、同附加税、農會費、土地整理組合費、特別水租は地主の負擔とし、小作人は普通水租と稀に特別水租とを負擔する。

臺中州にても普通水租以外の土地に對する公課はすべて地主これを負擔し、小作人は普通水租と圳路、小修繕費の如きを負擔する。

臺南州に於ても之と異なり土地に對する公課はすべて地主の負擔となつてゐる。たゞ地方により地主が水租の負擔に任ずる所がある。作分小作の行はれる地方では、水租の負擔も折半せられる。災害復舊費は大工事は地主の負擔とし小工事は小作人の負擔とするものと、すべて地主が之を負擔するものとある。作分小作の場合にはやはり其費用を折半する。

高雄州に於ても亦水租以外土地に關する公課は地主の負擔とし、普通水租は其全部又は一部分を小作人が負擔する。災害復舊費は被害の程度によつて地主小作人協議の上其負擔額を定める。

すべて右に示す所によつてみると、斯かる費用の負擔は大體公平に行はれて居るやうであつて、土地に關する負擔は地主これに任ずるといふのが原則である。たゞ普通の水租はこれを土地

に關する費用と見るか、耕作を行ふに要する經營上の費用とみるかにより、其負擔の問題が分れて來るが、多くの地方では之を經營上に要する費用とみて小作人が負擔することになつてゐる。地主が其全部又は一部分を負擔する所もあるが、それは要するに負擔能力に關することであつて、小作人が已に小作料を手一杯に拂はされてゐて水租まで負擔する方のないものに於ては、地主がこれを負擔する外はない次第である。たゞ特別水租即ち例へば埤圳開設の爲めに要する費用を水租の形に於て徵收する場合の如きは、元來が土地そのもの、之を負擔すべき費用であるから、地主の負擔と爲すのである。埤圳の設けられたる爲に畑地が水田として用ゐられるやうになつた場合には、その開設の爲に要する費用として特別水租の徵せらるゝ場合、之を地主が負擔するは當然で、小作人が負擔すべき理由は存せない。

第八章 臺灣小作制度の欠點

前數章に示す所により、臺灣に於ける小作制度の沿革と現状とは、其の大様を知ることが出来る。そして其大様に就いて見たゞけでも、臺灣の小作制度が如何に幼稚で如何に欠點に富んだものであるかを知るに難くない。今その欠點と思はれるものについて一々詮索するならば、日もこれ足らないほどであらうが、茲には就中最も目立つたものを指摘してみたいと思ふ。之を指摘す

ることは、一方には今日既に現實の問題となつて表はれて居る所の小作問題の原因を尋ぬるに資する所あると同時に、他方には之が改善の道を圖り制度として今少し完全なものたらしむる方策を考へるについて避くべからざる所なるが故である。

第一節 契約の様式上の欠點

先づ小作契約の様式についてみるに、臺灣に於ては現今に至るも尙ほ小作契約の大部分は口頭に依て行はれて居る。此事は前にも説いたやうに、農民の性情の醇樸な時代に於ては却つて一つの長所と見ることが出來、文書を用ゐる迄もなく其契約は當事者双方に依て尊重せられ、所謂一諾千金の重きを爲したものである。けれども農村に於ても民情が段々變つて來て、小作關係の如きも單純な事務的關係と化し、地主も小作人も共にたゞ利害の打算に依て結ばれに過ぎないやうになつて來れば、契約が文書に依つてしつかりした證據を備へて居ないといふと、契約其者の存續についても、契約の内容たる諸條項についても、種々の紛議が生じ、特に其の意義の解釋について當事者の意見の相違を來すやうな場合には、之が爲めに紛擾の絶へないことになる。まして小作人側に於ては、契約上の當事者としての其地位が薄弱であつて、正當に主張し得べき利益をも主張し得ないことになる。従て小作人はいつも弱者として泣癡入に終るから然らざれば起つて小

作爭議を起すことの止むを得ざるに至る。

されば小作契約が文書を用ゐないで、たゞ口約に依るものを大多數とする状態は、時勢との相對關係上、一概に制度の欠點とはいひ難いのだが、時勢が今日のやうな風になつて來て、其狀勢が臺灣に於ても内地に於ても餘り著しく相違してゐないやうになつて來たからには、最早明かに制度としての欠點といはなければならぬ。従て現今すでに新に契約せられるものは、追々文書に依る風に改りつゝあるやうだが、其未だ改らざるものは、契約の條項特に契約の繼續すべき期間等について約束が曖昧な爲に、とかくごたごたの生じる原因とならざるを得ない。

第二節 小作期間に關する欠點

口頭契約を以てするやうな幼稚な小作制度に於ては、契約の繼續すべき期間については、何等の明かな約束無きを常とする。大抵はたゞ當事者双方の意思が契約の繼續を肯んする限りこれを繼けて行くといふ風である。つまりかゝる無期限契約に於ては、契約をやめやうと思へば何時でもやめることが出來、やめる場合には習慣上大體定まつた時季に於て小作地の引渡を爲すこと出來るやう、やはり習慣上凡そ定まつた日子を置いて解約の豫告をするが、双方に止める意思のない限りは、何時迄も契約が引續いて行くのである。されば此種の契約は、やはり農村の事情が

安定して居て、地主と小作人とは情誼的に親善な關係をもつて居る時代には、多くの面倒なくして割合に圓滿に進んで行くを例とする。

けれども現今のやうに既に大いに時勢が變つて、農村に於ける地主小作人の間も事務的關係と化してしまはんとする時代になつてみれば、斯かる無期限契約を以てしては、とかく紛議の生じ易きを如何ともし難い。従來は臺灣に在ては、普通の小作關係であり乍ら、契約は十年も十數年も持續されて、永小作でもないのに場合に依ては小作人は父子相續いて同一地を小作するといふやうなものもあつたのだが、現在では追々そんな風には行かなくなつて來た。従て小作期間の如きは契約の結ばれる際明瞭に之を定める必要が生じて來たのであつて、此事口頭契約が文書契約に變らなければならぬ事情と關聯して段々明白な必要事と化しつゝある。

そして小作期間が明約されることになるからには、無期限的な契約關係の持續さるゝものには於ては、少くとも解約の時季及其豫告期間に關してだけは明確な契約の爲されねばならぬことになる。文書に依る事務的な契約に於ても無期限契約の爲されない理由はないから、又その爲されることの便利なる事情もあるから、そんな場合には、この解約に關する契約を明かにして置けばよい。

然るに時情は大いに變化しつゝあるに拘らず、契約は依然として昔風な不確實な内容を以て行

はれて居る所に、臺灣今日の小作制の弱點が存在する。

第三節 小作料に關する欠點

次に契約條項として甚だ重要な意義を有する小作料についてみるに、大抵幼稚な小作制度に在ては、小作料はたとへ定額制となつて居る場合に於ても、作柄の悪かつた年には何程かの割引をするのが例である。我が内地に於ける慣習もやはりさういふ風になつて居る。此の慣習の出來て居るのは、必意幼稚な小作制の下に於ては、地主の地位が強いものだから小作料は地代の理論などに係て支配せされるのではなく、平素取り得られるだけのものを取り、小作人にはたゞ彼等が漸く生きて行けるだけのものを殘し與へるといふ有様だから、少し風水害や虫害などに遭つて作の悪かつた年には、小作料をまけてやらなければ小作人は食つて行けないからのことである。⁴⁾

然るにも拘らず、臺灣の小作慣行に於ては定額小作料の契約あるものに就いては、小作料の減免は行はないのが例であつて、鐵租とか鐵板租とか死租とかいつて、一定不動なるものとせられである。これは臺灣の小作人のやうな貧弱な小作人に取つては隨今苦痛で、此點からみた彼等の境遇は、内地の普通の定額小作料小作人よりも劣れりさせなければならぬ。英吉利などで之を見るやうに小作が純企業的に進んで居て、小作料は貨幣で一定額を納入することになつて居り、然

4) Marshall, Principles of Economics, vol. I. p. 724 ff.

かも小作人の地位は強くて、多く地主に譲らず、小作料は地代理論の示す所を標準として定まる様な小作制度であるならば、小作料の減免なく、年の豊凶の如何に拘らず小作人は契約面通りの定まつた額を納入することに何の不思議もない。寧ろ斯くの如くなつて居ることが其制度の特色を爲し、作の豊凶其他一切の損得の危険を小作人に於て負擔することが、小作人をして純企業家たらしめる所以となる。併しこれは斯かる進歩せる純企業的な小作制についてのことたるに過ぎない。これをして臺灣のやうな幼稚な小作制に當倣めることは出来ない。出来ないに拘らず臺灣では小作料が確定額になつて居て、小作人が作柄の豊凶に伴ふ危険を一切負擔する實狀あることは、小作人の境遇をして甚だ困難なるものたらしめざるを得ないのである。

尙又臺灣の慣習としては、小作契約は前に述べたやうに口約で無期限的なのが多いものだから、小作料は地主の意思に依つて自由に引上げられることゝなる場合が少くない。即ち地主は米價が騰貴したり、或は又單に現在の小作人の支拂ふ所よりも多い小作料を支拂はんと申出づる者があつたりするやうな際には、任意に小作料を引上げ、小作人々に應せざるに於ては小作契約を解いてしまうことにする。斯くて小作料は小作人の取替へられる度に少しづゝ引上げられ、小作料引上の目的だけで小作人が取替へられることになる。

之は臺灣の小作制に於ける小作人の權利が不確實で、其權利を保護すべき道の備はつて居ない

爲めに生ずる現象で、内地に於ても多少事情の似た所はあるが、その事自體は明かに臺灣小作制度の有する一つの欠點といはねばならぬ。斯くの如き有様を以てしては、到底小作人は安神して業務を行つて行くに難く、一定の計畫の下に秩序ある經濟を營み難いのみならず、農業に伴ふ利益の大部分は常に小作料として捲上げられてしまひ、いつも貧弱な水呑百姓としての境遇に在る外はない。

第四節 解約及賠償に關する欠點

次に小作契約の解約せられる場合について見ても、制度の欠點と見なければならぬものがある。即ち右に示すやうに元來契約が口約に依る曖昧なものであるために、解約は地主の意思に依て實に容易に又簡單に行はれる。例へば小作人がたゞ一回小作料を納入しなかつたとか滞納したとかいふだけで解約するやうな極端なことも行はれ得るし、其他たゞ單に小作料を引上げるだけの目的で解約するのもあり、それは頗る容易に行はれる。又小作地が賣買譲渡せられた際にも小作の解約せられる場合が少くない。此の事情はやはり右に述べた事情と同様に小作人の權利が一般的に不確實な所から生ずる次第で、之が爲めに小作人の經濟の安定せざることは小作料の關係に於けると異なる所なく、制度としては大いなる欠點といはねばならぬ。

特には、前に其慣行について示したやうに、解約の行はれる際に、小作人が契約存続期間中に小作地に對して爲した改良工事などに關し、賠償を行ふことに關する慣習が十分に整つて居ないで、地主の方からは、其賠償のあまりせられないのが、實際の状態なることは、小作人に取つては甚だ不利益のことたらざるを得ない。小作地に對して爲されたる改良工事の如きものは、土地その物に對して爲されたるもので、之に依て或は土地の生産力が増加したり或は耕作上便利になつたりして、要するに土地の價値を増すものなれば、地主に於て之に相當するだけの補償を小作人に支拂ふのは當然のことである。之を支拂はなければ土地の價値の増加したるだけは地主が不當利得することになる。

又解約の際小作人が小作地上に有する作物の如きも、そのまゝ土地と共に地主に返さるゝ場合には、地主に於て相當價格の賠償を爲すべきは當然で、その行はれざる場合には、やはり地主は不當利得することになる。

然し此等の賠償に關する事項は、臺灣の慣習に於ては十分確定して居ないで、其行はれざる場合多きことは既述の通りである。まして之に關する法規の備はれるものなきは言ふ迄もない。然るに翻つて小作人側から地主に對して爲すべき賠償については、元來臺灣の小作慣行としては、かゝる場合に對する保證金たる性質を有する積地金なるものが、契約の結ばれる際小作人から地

主に納入せられてあるから、いつも其中より引去つて取上げられることになつて居る。此點まことに片手落のことであつて、小作人が常に不利益の立場に置かれてあるを掩ふに由がない。此の保證金たる積地金に關する慣習は、内地に於ては多く見るを得ない所で、臺灣小作制度の有する最大欠點と見ても差支ないであらう。地主の方からは一度收納した積地金は何とか彼とか文句をつけて返すまいと努める風もあるから、何等賠償の責任の無いやうな場合にも、結局は地主に取上げられてしまふ。従て實際に於ては積地金は小作料の前納たることになり、然かもそれは餘分の附加小作料であるから、それだけは普通の小作料が高くなるわけで、さなきだに高い小作料の上に又更にかゝる不當な餘分小作料を取られ、小作人はやり切れないことになつてしまふ。

尤も積地金の慣習あるは、北部地方であつて、南部地方には多く其慣習を見ないやうである。

第五節 積地金の性質及其慣行

試に少しく積地金なるものと其行はれる慣習とについて觀るに、舊慣調査第一回報告書の示す所左の如し。⁴⁾

『積トハ砂礫ノ義ナレハ積地トハ荒蕪地ヲ指ス臺灣ニ於ケル總テノ田園ハ元是砂礫地ニシテ土地ノ業主ニ於テ之ニ勞力ヲ施シ以テ耕作ニ適スルニ至ラシメタルモノトス

故ニ積地銀トハ積地ニ勞力費用ヲ施シタルヲ以テ之ヲ他人ニ引渡シ耕作セシムルニ當リ之ヲ賠償セシムルノ義ナリト雖トモ其性質ニ至リテハ全ク一種ノ保證金ニシテ本邦内地ニ於ケル借家ノ敷金ト其性質ヲ同フス而シテ積地金ハ業主ニ於テ小作期限間無利息ニテ之ヲ利用スルコトヲ得ルヲ本則トシ若佃人ニシテ小租其他ノ租穀納付ヲ怠リタルトキハ其中ヨリ之ヲ扣除シ又期限ニ至リ田園ト共ニ一切ノ附屬物ヲ返還スルニ當リ若佃人ノ責ニ任ス可キ毀損等アルトキハ一時之ヲ留保シ又ハ其中ヨリ之カ賠償ヲ受クヘキモノトス又佃人ニシテ租穀ノ怠納ナク期限ニ至リテ其返還義務ヲ完了スルトキハ業主ハ之ヲ佃人ニ返還セサル可ラス蓋此慣習タルヤ當初臺灣ノ佃人タル多クハ無産浮浪ノ民ニシテ德義ニ乏シク信用薄ク然カモ行政ノ散漫ナル公力ニ依リ其權利ノ確保ヲ望ム能ハサルノ事情ヨリ漸ク養成セラレタルモノナルヘシ

積地銀ノ額ハ當事者間ノ協定ニ依リ田園ノ小租額ヲ標準トシテ之ヲ定メ契字中ニ明記ス左レハ田園ノ等級附屬田寮ノ有無品位ノ如何ニ依リ又穀價ノ高低ニ因リ差異アルモノニシテ經濟ノ進歩ト共ニ漸次高騰スル傾向ヲ有ス(中略)小租ヲ前納スル場合ニハ通常之ヲ現銷ト稱シ積地銀ナキヲ例トス要之積地銀ハ素ヨリ毎年納入ス可キ小租額ヲ標準トシテ之ヲ定ムルモノナリト雖トモ之ト反對ニ積地銀額ノ多少モ亦小租額ヲ定ムルニ付キ影響ヲ有スルモノタリ換言スレハ積地銀ノ多額ナルモノハ之ヨリ生スル利息額如何ヲ考察シ以テ小租額ヲ減少スルヲ常トス之ヨリ云フトキハ積

地銀ハ絶對的無利息ナルニ非スシテ只佃關係ノ解銷ニ際シ業主ヨリ佃人ニ返還ス可キ額ハ當初預リタル額ニ超ヘサルコトヲ意味スルモノト云フ可ク則積地銀ヨリ生スル利息ハ常ニ小租額ヲ以テ差引勘定セラレツ、アルモノアリ

積地銀授受ノ時期ハ佃契約ハ通常實際小作ヲ始ム可キ年ノ前年陰曆八月ニ之ヲ締結スルヲ例トシ此締結ト共ニ先ツ定頭金(則手附)トシテ全金額ノ十分ノ一ヲ納レ次テ其年ノ秋稻刈入ノ際其十分ノ四ヲ納レ次テ又其年十月小作人カ小租ヲ納ムル時更ニ十分ノ四ヲ入レ最後ニ田寮ニ移住スル時(通常冬至ノ前十日ニ移住ス)ニ至リテ殘金ヲ完納ス

積地(銀?)ノ授受ハ一ニ當事者ノ德義信用ニ基ク故ニ若田園ノ業主ニシテ悖德不信ナランカ之カ爲ニ佃人ノ蒙ル可キ損害少シトセス何者佃人ノ權利ハ……多クノ場合ニ於テ單ニ田園ヲ賃借スルニ過キササルヲ以テ業主カ田園ヲ他人ニ賣却シ又ハ之ヲ出典シ或ハ起耕胎借ニ附スルトキハ佃人ハ後ノ業主又ハ典胎主ニ對シ佃權ヲ主張シ得スシテ自ラ撤退セサル可ラス如斯場合ニ於テ佃人ハ何人ヨリ積地銀ノ還附ヲ受ク可キヤ若後ノ業主又ハ典主ニシテ佃人ノ請求ニ應セス而シテ舊業主ハ無資方ナランカ佃人ノ權利ハ謂ハレナク蹂躪滅却セラル、ノ不幸ヲ見サル可ラス此點ニ關スル臺灣ノ慣習トシテハ舊業主ハ出賣又ハ出典ニ際シ豫メ受取りタル積地銀額ヲ明示シ之ヲ契字中ニ記入シ賣價額又ハ典價額ヨリ積地銀額ヲ減殺シタル銀額ヲ受取り積地銀返還ノ義務ハ之ヲ買主又

ハ典主ニ移付スルヲ常トス於是乎買主又ハ典主カ換田ヲ要求スルニハ積地銀ハ自ラ之ヲ支出セサル可ラス是即積地銀ノ授受ハ一ニ當事者間ノ德義信用ヲ主要トスル所以ニシテ然カモ臺灣ニ於テハ此間紛議ヲ生スルコト稀ナリトセス故ニ積地銀返還ノ義務ハ假令土地ノ業主カ如何ニ變換スルモ現在ノ業主ニ於テ之ヲ負擔ス可キモノト規定スルカ又ハ積地銀アル田園ヲ賣買又ハ出典スルニハ必ス個人ヲモ加ヘ三面合議ヲ要スルモノト規定スルカノ必要アリト信スルナリ』

積地金の性質及之に伴ふ法律關係は右に引用する所に依てよく其要旨を知ることが出来ると思はれるが、それに依て見ても如何に此慣習あることが地主に便利にして小作人に不利なるかを察するに足るであらう。固より其習慣の出來上るについては、多くの場合無資産にして爲人もよくわからない移住者を小作人とする關係上小作料や小作地に關する損害賠償金に對する保證金として、豫め積地銀の如きものを取つて置く必要が在つたからのもので、其事情は諒とせなければならぬが、今日に至るも尙斯くの如き慣習が傳はつて居るといふことは、善良なる小作人に取つては大いなる苦痛と謂はねばならぬ。之を以て臺灣小作制度の有する一大欠陥と見ることは決して不當でない。前にも示したやうに、地主に誠意のない場合は、積地銀は結局小作人に返還せられないで、何とか彼とかが曰くを附けて沒收せられることになつたり、小作地が賣買せられ又は擔保に供せられて終に處分せられる場合には、小作人は其返還を得ないで泣癡入りになつたりする

恐が多いのだから、積地銀を納入するだけは、つまり小作料が高くなるわけで、小作人は年々納める普通の小作料以外に前拂的に積地銀の名の下に餘分の小作料を納めたに過ぎない結果となる。之はまことに小作人を苦むるの甚しきもので、さなきだに貧窮な小作人は重荷の上に重荷を負はされる次第である。

尙這間の事情については、今少し詳かに臺灣各地方に行はれる慣習について其實狀を知る必要があるから、以下例によつて各州慣行の概要を示してみやう。

臺北州にては小作契約の締結さるゝときには定頭金といふ名で知られたる違約金を小作人から地主に交付するのが普通である。其額は通常二圓だが、時には二十圓前後に上ばるものもあり、又積地金の十分一と定むるものもある。

積地金は小作料の保證金であつて、稀な例としては地主の信用の厚い小作人には之を要せないものもあるが、普通には水田の小作契約は必ず之を授受する。其額は小作粃台斗一石(六斗)につき二圓を普通とし、交通の不便な地では一圓若くは一圓五十銭と定めるものもある。畑の小作料は前に述べたやうに大抵前納だから積地銀を納めないのだが、小作料後納のものに在つては小作料百圓につき四十圓乃至六十圓のものがある。

積地銀納付の方法は、其一部を定頭金として小作契約締結と同時に納入し殘額を冬至耕作地引

渡の行はれる際に納付する。又は第二期作收穫後に残額の半分を納め其残額は耕地引渡後即ち小作人が田寮に移轉する際に納むるのもある。前に舊慣調査會の報告書中から引用して示したのは此方法を指すのである。

地主は小作契約期間内は積地金を無利子で保管するを例とし稀に全額又は半額に利子を附けるがある。積地金返還の方法は解約申込期(主として中秋)に定頭金に當る金額を還付し、或は又第二作收穫後に其半額又は三分一を返還し残額は小作料の完納と共に返還する。田寮の附いて居る小作地に於ては、小作人が田寮を退去する際その備付の器物を持去るを防ぐ爲に積地金の一部を留保し、異状なきを見極めた上で之を返附するものもある。

新舊小作人交替の場合には、積地金は地主立會の上で新小作人から舊小作人に交付するのが多い。

新竹州に於ても積地金の慣行は到る所に存し、その慣行無き地方としては殆んど無いといつてよい。そして其慣行は大體臺北州と異なる。たゞ地方によつて定頭金のことを、小作人から地主に納付するときには過定金と呼び、地主から小作人に返還するときには送定(頭)金といふ。

臺中州では北部及臺中市附近の地には一般に積地金の慣行がある。其名稱は地方によつて或は地積金といひ抵土金といふ所がある。定頭金は定金といふ。やはり積地金は小作料の保證金で定

頭金は契約の違約金である。右以外の地方では小作地に對する小作人の競争が大なるとき、地主が纏りたる現金を要するとき、小作人の信用の薄いときなどに於てのみ積地金を徴する。

金額は定頭金は普通二圓から五圓位で、積地金は小作料粃壹斗一石につき一圓前後となつてゐるが、面積により一甲につき百圓乃至二百圓位に定めるものもある。

授受の方法は他州と多く異ならないが、返附する場合には最後の小作料納入と引替に行ふものが多い。

積地金に對しては利子を附けないのと、利子に當る額（一—二割）を小作料中から差引くものがある。猶地主の中には多額の積地金を提供せしめて無利子で使用し其代り小作地を無償で使用せしめるものもある。

臺南州には一般には積地金の慣行がない。たゞ地方によつては小作面積の大なる場合、地主が未成年で後見人を立てない場合、現金を必要とする場合に行はれることがある。かゝる場合には小作料は普通より一、二割安い。積地金の外に抵土金、覆地金、帶地金等の名稱が用ゐられる。定頭金は定金といふ。

積地金の額は小作料粃千斤につき何十圓、又は一ケ年の小作料換算額に相當する金額、又は一甲につき何十圓といふ風に定める。その授受の方法は他州と違はないが、たゞ定金のみを徴收す

る例がある。

高雄州にも一般的には積地金に關する慣行がない。たゞ書式契約のとき、契約の特に長きとき、又は小作地の面積が特に大なるとき、小作人の信用薄弱なるとき、耕地に對する競争大なるとき、地主が小作人の小作料減免要求に備へんとするときなどに、稀に積地金を徴することがある。名稱としては地積金、防租金、積底金などといはれることもある。

授受の方法は積地金については契約と同時に、登記するものは登記済と共に授受し、登記せるものにあつては契約終了して登記抹消されると共に返還する。

金額は一甲につき幾干と定めるのが普通だが、稀には一人幾干と定めるものもある。

保管中利子をつけないものと、八分乃至一割位の利子を見て之を小作料から差引ものとある。

以上によつてみれば積地金の習慣は、前に一言したやうに主に北部地方に存し、南部地方には其行はれるは却つて例外的な場合のやうである。之には色々の理由があるであらうが、南部地方は早く開けて小作人も安定して居り、小作契約関係も從て安定して、最早多く保証金の必要もなくなり、慣行は時代の経過と共に漸次消滅に向ふやうになつたのだとも想像せられるし、又南部地方には甘蔗の栽培が廣く行はれ、それは現代的な製糖會社の企業と直接に連絡して居る所から、其栽培に關する色々な事情もかなり進歩せるものであり、小作關係の如きも從て稍々整つて

居る爲めに積地金の如き餘りよくない慣習は行はれる餘地が狭められたものとも考へられる。そして蔗園に於ける事情は水田小作關係にも影響せざるを得ないから、自然南方地方では一般的に積地金の慣習を少なからしめたものと察せられる。

要するに積地金の制度は、小作人に取つては其負擔を過重ならしむるもので、たとへそれが賠償金として取上げられない迄も、無利子で保証金を納めて居るといふだけで已に臺灣の小作人のやうな貧弱なものには輕からざる負擔たるを免れない。とにかくかゝる慣行の存するは、臺灣小作制度の欠點と謂はねばならぬ。

以上記す所により臺灣の小作制度の實狀に關する一般的な觀察は一通り行渡つたと思はれる。尙ほ此の實狀からしては、小作爭議や、之が解決のためにせられる公私の施設や、更には廣く引いて一般的の農民運動やが表はれて來る次第で、此等についても是非觀察せなければならぬが、それ等迄及んで居ては、誌上の一論文としては餘り長くなるから、一應茲に筆を擱き、右等に就いては臺灣の小作問題及農民運動として題を改めて起稿することにせう。